

資料6

「明野廃棄物最終処分場に係る公害防止協定書」の一部、

及び「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」の一部改訂について

- 平成23年10月27日に水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件が告示され、カドミウムについて、環境基準の内、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値を0.01mg/L以下から0.003mg/L以下へ変更された。
- 平成24年5月25日に水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令及び排水基準を定める省令の一部を改正する省令が施行されたことにより、「1・4-ジオキサン」が有害物質として追加され、排水基準の許容限度が1リットルにつき0.5ミリグラムと規定された。
- これらを受け、「明野廃棄物最終処分場に係る公害防止協定書」で定めた別表2「浸出水処理施設放流水の水質基準」の一部、及び「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」で定めた別表3「浸出水処理施設放流水の水質検査」の一部、別表4「センター内地下水の水質検査」の一部、別紙5「放流先河川の水質検査」の一部、別表6「周辺地下水の水質検査」の一部を改訂することとした。

【改訂内容】

1 「明野廃棄物最終処分場に係る公害防止協定書」別表2 浸出水処理施設放流水の水質基準

- 項目28番目に以下の項目を追加。併せて追加項目以降の項目番号をずらす。

項目	単位	国の基準	水質基準
28	1・4-ジオキサン	mg/l	0.5以下

○改訂前、改訂後の対照表は次頁のとおり。

1 明野廃棄物最終処分場に係る公害防止協定書 別表2 浸出水処理施設放流水の水質基準

改訂前

浸出水処理施設放流水の水質基準

項目	単位	国の基準	水質基準
1 カドミウム及びその化合物	mg/l	0.1以下	検出されないこと
2 シアン化合物	mg/l	1以下	検出されないこと
3 有機リン化合物(バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	mg/l	1以下	検出されないこと
4 鉛及びその化合物	mg/l	0.1以下	0.01以下
5 六価クロム化合物	mg/l	0.5以下	0.05以下
6 ヒ素及びその化合物	mg/l	0.1以下	0.01以下
7 水銀及びアルキル水銀そのほかの水銀化合物	mg/l	0.005以下	0.0005以下
8 アルキル水銀化合物	—	検出されないこと	検出されないこと
9 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	0.003以下	検出されないこと
10 トリクロロエチレン	mg/l	0.3以下	0.03以下
11 テトラクロロエチレン	mg/l	0.1以下	0.01以下
12 ジクロロメタン	mg/l	0.2以下	0.02以下
13 四塩化炭素	mg/l	0.02以下	0.002以下
14 1・2-ジクロロエタン	mg/l	0.04以下	0.0004以下
15 1・1-ジクロロエチレン	mg/l	0.2以下	0.02以下
16 シスー1・2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4以下	0.04以下
17 1・1・1-トリクロロエタン	mg/l	3以下	0.3以下
18 1・1・2-トリクロロエタン	mg/l	0.06以下	0.006以下
19 1・3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02以下	0.002以下
20 チウラム	mg/l	0.06以下	0.006以下
21 シマジン	mg/l	0.03以下	0.003以下
22 チオベンカルブ	mg/l	0.2以下	0.02以下
23 ベンゼン	mg/l	0.1以下	0.01以下
24 セレン及びその化合物	mg/l	0.1以下	0.01以下
25 ふつ索及びその化合物	mg/l	8以下	1以下
26 ほう素及びその化合物	mg/l	10以下	1以下
27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	100以下	10以下
28 水素イオン濃度(pH)	—	5.8~8.6	6.5~8.5
29 生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	60以下	10以下〔7.5〕
30 浮遊物質量(SS)	mg/l	60以下	10以下
31 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/l	5以下	0.5以下
32 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/l	30以下	3以下
33 フェノール類含有量	mg/l	5以下	0.5以下
34 銅含有量	mg/l	3以下	0.3以下
35 亜鉛含有量	mg/l	5以下	0.5以下
36 溶解性鉄含有量	mg/l	10以下	1以下
37 溶解性マンガン含有量	mg/l	10以下	1以下
38 クロム含有量	mg/l	2以下	0.2以下
39 大腸菌群数	個/cm ³	3,000以下	300以下
40 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	10以下	1以下〔0.1〕

改訂後

浸出水処理施設放流水の水質基準

項目	単位	国の基準	水質基準
1 カドミウム及びその化合物	mg/l	0.1以下	検出されないこと
2 シアン化合物	mg/l	1以下	検出されないこと
3 有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	mg/l	1以下	検出されないこと
4 鉛及びその化合物	mg/l	0.1以下	0.01以下
5 六価クロム化合物	mg/l	0.5以下	0.05以下
6 ひ素及びその化合物	mg/l	0.1以下	0.01以下
7 水銀及びアルキル水銀そのほかの水銀化合物	mg/l	0.005以下	0.0005以下
8 アルキル水銀化合物	—	検出されないこと	検出されないこと
9 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	0.003以下	検出されないこと
10 トリクロロエチレン	mg/l	0.3以下	0.03以下
11 テトラクロロエチレン	mg/l	0.1以下	0.01以下
12 ジクロロメタン	mg/l	0.2以下	0.02以下
13 四塩化炭素	mg/l	0.02以下	0.002以下
14 1・2-ジクロロエタン	mg/l	0.04以下	0.0004以下
15 1・1-ジクロロエチレン	mg/l	0.2以下	0.02以下
16 シスー1・2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4以下	0.04以下
17 1・1・1-トリクロロエタン	mg/l	3以下	0.3以下
18 1・1・2-トリクロロエタン	mg/l	0.06以下	0.006以下
19 1・3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02以下	0.002以下
20 チウラム	mg/l	0.06以下	0.006以下
21 シマジン	mg/l	0.03以下	0.003以下
22 チオベンカルブ	mg/l	0.2以下	0.02以下
23 ベンゼン	mg/l	0.1以下	0.01以下
24 セレン及びその化合物	mg/l	0.1以下	0.01以下
25 ふつ素及びその化合物	mg/l	8以下	1以下
26 ほう素及びその化合物	mg/l	10以下	1以下
27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	100以下	10以下
28 1・4-ジオキサン	mg/l	0.5以下	0.05以下
29 水素イオン濃度(pH)	—	5.8~8.6	6.5~8.5
30 生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	60以下	10以下〔7.5〕
31 浮遊物質量(SS)	mg/l	60以下	10以下
32 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/l	5以下	0.5以下
33 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/l	30以下	3以下
34 フェノール類含有量	mg/l	5以下	0.5以下
35 銅含有量	mg/l	3以下	0.3以下
36 亜鉛含有量	mg/l	5以下	0.5以下
37 溶解性鉄含有量	mg/l	10以下	1以下
38 溶解性マンガン含有量	mg/l	10以下	1以下
39 クロム含有量	mg/l	2以下	0.2以下
40 大腸菌群数	個/cm ³	3,000以下	300以下
41 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	10以下	1以下〔0.1〕

2 「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」別表3 浸出水処理施設放流水の水質検査

改訂前					改訂後						
浸出水処理施設放流水の水質検査					浸出水処理施設放流水の水質基準						
検査項目		単位	水質基準	法定測定回数	測定回数	検査項目		単位	水質基準	法定測定回数	測定回数
42	1,4-ジオキサン	mg/l	—	1	4	42	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	1	4

3 「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」別表4 センター内地下水の水質検査

改訂前					改訂後						
センター内地下水の水質検査					センター内地下水の水質基準						
検査項目		単位	環境基準	法定測定回数	測定回数	検査項目		単位	環境基準	法定測定回数	測定回数
1	カドミウム	mg/l	0.01以下	1	4	1	カドミウム	mg/l	0.003以下	1	4

4 「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」別表5 放流先河川の水質検査

改訂前					改訂後				
放流先河川の水質検査					放流先河川の水質基準				
検査項目		単位	環境基準	測定回数	検査項目		単位	環境基準	測定回数
9	カドミウム	mg/l	0.01以下	4	9	カドミウム	mg/l	0.003以下	4

5 「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」別表6 周辺地下水の水質検査

改訂前					改訂後				
周辺地下水の水質検査					周辺地下水の水質基準				
検査項目		単位	環境基準	測定回数	検査項目		単位	環境基準	測定回数
1	カドミウム	mg/l	0.01以下	2	1	カドミウム	mg/l	0.003以下	2

○施行日

平成24年 月 日から施行する。

参考

環水大水基第 111027002 号
環水大土基第 111027002 号
平成 23 年 10 月 27 日

都道府県知事
政令市長 殿

環境省水・大気環境局長

水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条に基づく水質の汚濁に係る人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）に関しては、平成 23 年 10 月 27 日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 23 年環境省告示第 94 号）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 23 年環境省告示第 95 号）が施行されたところである。

これらの改正は、健康影響等の情報並びに公共用水域及び地下水（以下「公共用水域等」という。）における検出状況等の新たな科学的知見に基づき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、公共用水域等の水質汚濁に係る環境基準のうちカドミウムについて基準値を見直し、有害物質による公共用水域等の汚染に適切に対応しようとする趣旨で行われたものである。

環境基準の達成のために必要な措置については、今後国においても順次講じていくこととしているが、貴職におかれても、下記事項に留意の上、これらの環境基準が維持達成されるよう有効かつ適切な施策の推進を図られたい。

記

1. 基本的考え方

現在得られている健康影響等の情報及び公共用水域等における検出状況等から判断して、水環境の汚染を通じ人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する施策を総合的かつ適切に講ずる必要があると考えられる物質であるカドミウムについて、今般、環境基準のうち、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「水質環境基準健康項目」という。）の基準値を改めることとした。

水質環境基準健康項目については、広く有害物質による環境汚染の防止に資することが望ましいと考えられること並びに公共用水域及び地下水は一体として一つの水循環系を構成していることから、河川、湖沼、海域又は地下水を問わず全ての水域に同じ基準を適用することを基本としている。

基準値については、我が国、諸外国及び国際機関において検討され、集約された科学的知見及び関連する各種基準の設定状況を基に、飲料水経由の影響（主として長期間の飲用を想定した影響）を考慮し、その上で水質汚濁に由来する食品経由の影響（長期間の摂取を想定した影響）についても考慮して設定している。

2. 新たな基準値

カドミウムについて、平成20年7月に内閣府食品安全委員会により示された耐容過間摂取量（ $7 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重／週）等を踏まえ、水質環境基準健康項目の基準値を $0.01\text{mg}/\text{L}$ 以下から $0.003\text{mg}/\text{L}$ 以下とした。

3. 運用上の取扱い

(1) 公共用水域等の監視の実施について

環境基準の達成状況等を適切に評価するため、測定計画の策定に当たっては、年間を通じた公共用水域等の水質汚濁の状況が的確に把握できるよう配慮されたい。

また、水質測定については、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」（平成13年5月31日環水企第92号）に従い実施されたい。なお、カドミウムの測定方法として、今回削除された日本工業規格K0102の55.1（以下「規格55.1」という。）を採用しており、平成23年度内に適切な測定方法への移行が困難な場合にあっては、平成23年度に限り、規格55.1に基づく測定で差し支えないこととする。ただし、平成23年度において規格55.1に基づく測定結果を用いた場合は、環境省への報告時にその旨を明記するとともに、平成24年度の測定からは適切な測定方法へ確実に移行されたい。

(2) 環境基準達成状況の評価について

今回基準値を改めることとしたカドミウムについての環境基準の達成状況の評価については、従来と同様に「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」（平成13年5月31日環水企第92号）に基づき実施されたい。なお、平成23年度の測定結果については、年間の総検体の測定値の平均値を新基準値（ $0.003\text{mg}/\text{L}$ ）に基づき評価することとする。

(抜粋)

○環境省告示第九十四号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基いて、昭和四十六年環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準について）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十七日

環境大臣 繩野 勝志

別表1のカドミウムの項中「0.01mg/L以下」を「0.003mg/L以下」と改め、「日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法」を「日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。)」に改め、同表中「mg/L」を「mg/L」に改める。

別表2の1の(1)のアの測定方法の欄及び同表の1の(2)のアの測定方法の欄中「付表8」を「付表9」に改め、同表の1の(1)のイの測定方法の欄、同表の1の(2)のウの測定方法の欄及び同表の2のウの測定方法の欄中「付表9」を「付表10」に改め、同表の2のアの測定方法の欄中「付表10」を「付表11」に改める。

付表10を付表11とし、付表9を付表10とし、付表8を付表9とする。付表7の次に次の表を加える。

付表8

カドミウムの測定方法の準備操作

(参考)水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)別表1

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表Bに掲げる方法によることができる。)
金シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2.1に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格54.1に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格65.2.1に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
銅水銀	0.0005mg/L 以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.008mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふつ素	0.8mg/L 以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1o(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

○環境省告示第95号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十一条の規定並據で、平成九年五月五日環境省告示第95号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）の一部を次のとおり改正する。

平成二十一年十月二十七日

環境大臣 環境監視官

別表カニシカバの揮出「 $0.01\text{mg}/\text{l}$ 以下」又「 $0.003\text{mg}/\text{l}$ 以下」は略す、「日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法」又「日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法（準備操作は規格K0102の55に定める方法によるほか、昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用海域告示」という。）付表8に掲げる方法によることができる。）」は略す、同表「 mg/l 」又「 mg/L 」は略す。

別表総水銀の揮出「昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用海域告示」という。）」の「公共用海域告示」は略す。

(参考)地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)別表

別表

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格K0102の55.1に定める方法によるほか、昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用海域告示」という。)付表8に掲げる方法によることができる。)
金シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2.1に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用海域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用海域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用海域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用海域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用海域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用海域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.1に定める方法
ふつ素	0.8mg/L 以下	規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用海域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用海域告示付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、金シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

参考

環水大水発120525002号
環水大土発120525003号
平成24年5月25日

都道府県知事 殿
水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令等の施行について

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「改正政令」という。）、水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令（平成24年環境省令第14号。以下「改正施行規則」という。）及び排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成24年環境省令第15号。以下「改正排水省令」という。）が、平成24年5月23日に公布された。また、これに伴い、水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成24年5月環境省告示第84号）、地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件（平成24年5月環境省告示第85号）、環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件の一部を改正する件（平成24年5月環境省告示第86号）、水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法の一部を改正する件（平成24年5月環境省告示第87号）及び水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき、環境庁長官が定める測定方法を定める件の一部を改正する件（平成24年5月環境省告示第88号）も同日に公布された。これらの政令、省令及び告示は、いずれも平成24年5月25日に施行されたところである。

今回の改正は、1,4-ジオキサンを水質汚濁防止法（昭和45年法律138号。以下「法」という。）第2条第2項第1号に規定する「人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質」（以下「有害物質」という。）に追加すること及び界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）等を特定施設に追加することにより、1,4-ジオキサンに係る排水規制、地下浸透規制等を行うこと、トランス1,2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマーを有害物質に追加することにより、これらの物質に係る地下浸透規制等を行うこと等の措置を講ずるものである。これらの措置により、公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止することを目的としている。

貴職におかれでは、法の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意の上、今回の改正政令等の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いするともに、貴管下市町村にも必要に応じ周知方をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

第1 水質汚濁防止法施行令等の改正の趣旨

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項に基づく環境基準について、平成21年11月30日に水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件(平成21年11月環境省告示第78号)及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件(平成21年11月環境省告示第79号)が公布され、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準(以下「水質環境基準」という。)として、1,4-ジオキサンの1物質が、地下水の水質汚濁に関する環境基準(以下「地下水環境基準」という。)として、1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンの3物質が追加された。

このことを踏まえ、公共用水域又は地下水の水質汚濁を防止するため、平成23年2月18日に、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について(第1次答申)」が、平成24年3月7日に、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について(第2次答申)」が、中央環境審議会から答申された。

また、平成23年6月22日に水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成23年法律第71号。以下「改正法」という。)が公布され、平成24年6月1日から施行されることとされており、施行にあわせ、答申を踏まえた改正を行うこととしたものである。

第2 改正の内容

1 有害物質の追加関係

(1) 有害物質の追加

有害物質として、トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンを、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「令」という。)第2条に追加した。なお、トランス-1,2-ジクロロエチレンについては、シス-1,2-ジクロロエチレンが既に規定されていたことから、両者を合わせて、1,2-ジクロロエチレンとして規定している。また、有害物質の追加に伴い、法第2条第4項に基づく令第3条の3に規定する指定物質のうち、上記物質を削除した。

(2) 特定施設の追加

1,4-ジオキサンが有害物質に追加されたことに伴い、これを排出する施設である「界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)」を法第2条第2項に規定する特定施設とし、令別表第1第38号の2として追加するとともに、「エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)」を令別表第1第66号の2として追加することとした。

具体的に対象となる施設としては、前者については、界面活性剤製造業において用いられる反応施設のうち、当該施設において、1,4-ジオキサンが発生するものが対象となり、同物質が発生しないものは対象とならない。また、排水の発生について規制するという観点から、当該施設のうち、洗浄装置を有しているものに限られる。後者については、混合施設において、エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンがそれぞれ単独で用いられる場合や両物質が同時に用いられる場合の当該施設がその対象となる。

2 排水基準関係

(1) 排水基準の追加等

今回有害物質として追加した物質のうち、1,4-ジオキサンについては、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を測る観点から、法第3条第1項に基づく排水基準（以下「一般排水基準」という。）の値を改正排水省令に示すとおりとした。

(2) 暫定排水基準

一般排水基準に対応することが著しく困難と認められる業種その他の区分に属する特定事業場に対しては、経過措置として、改正排水省令の施行の日から3年間（平成27年5月24日まで）に限って適用する暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）を設定した。ただし、ポリエチレンテレフタレート製造業に属する工場又は事業場にあっては、暫定排水基準の適用を2年間（平成26年5月24日まで）とする。

令別表第1第74号いわゆる共同処理場に該当する施設を有する事業場等については、その処理する水を排出する特定事業場の属する業種その他の区分に属するものとみなして、暫定排水基準を適用することとした。

一の特定事業場が同時に複数の業種その他の区分に属する場合には、当該業種その他の区分に係る排水基準のうち最大の許容限度のものを適用することとした。

下水道業に係る排水基準については、感光性樹脂製造業に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有する下水道業のうち、一定の要件をみたすものについて、暫定排水基準を適用することとした。

暫定排水基準が適用される特定事業場については、改正排水省令の施行の日から3年後（ポリエチレンテレフタレート製造業にあっては2年後）に一般排水基準に対応することができるよう、必要な指導等をお願いしたい。

(3) 適用猶予

改正排水省令に基づく排水基準（一般排水基準及び暫定排水基準）は、改正排水省令の施行の日以後新たに特定事業場となる事業場には直ちに適用されるが、改正排水省令の施行の際に特定施設を設置（設置の工事をしているものを含む。）している特定事業場については、法第12条第1項の適用を一定期間猶予することとした。猶予期間は、改正排水省令施行の日から6月間（平成24年11月24日まで。令別表第3に掲げる施設を設置している特定事業場については1年間（平成25年5月24日まで。）である。ただし、改正排水省令の施行の際に、すでに地方公共団体の条例の規定で1,4-ジオキサンに関し法第12条第1項の規定に相当するもの（当該規定の違反行為に対する罰則規定がないときを除く。）が適用されている特定事業場については、適用猶予の対象としないこととした。

3 指定物質関係

事故時の措置の対象を拡大するため、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成22年法律第31号）が平成23年4月1日から施行されたところであり、その内容については、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成23年3月16日付け環水大大発第110316001号、環水大水発第110316002号環境省水・大気環境局長通知）別紙2第1及び第2において記載されてい

るところであるが、今回、指定物質として、クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）、マンガン及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物及びフェノール類及びその塩類を新たに追加することとした。

これらの物質については、平成23年2月18日に中央環境審議会より答申された「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について」において指定物質として対象とすべき物質として記載されていたところであるが、水質事故の発生情報等につき、更に情報を集めるべき等の考え方から、昨年の水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第22号）では定めなかったところである。今般、それらの情報を勘案し、指定物質として追加することとした。

4 地下水関係

(1) 地下浸透規制

今回有害物質として追加した物質を含み、かつ、法第8条の環境省令で定める要件に該当すると判断される特定地下浸透水は、他の有害物質を含む特定地下浸透水と同様、法第12条の3に基づき地下浸透を禁止することとした。この規制は既に設置されている特定施設に係る特定地下浸透水であっても、改正政令の施行の日から適用されることとなるので留意されたい。なお、当該規制は平成元年の法改正により設けられた規定であり、平成24年6月に導入される構造等に関する基準については、後掲することにつき、留意されたい。

(2) 構造等に関する基準

改正法による改正後の法第12条の4の規定に基づき、今回有害物質として追加した物質も含め、有害物質を製造し、使用し、若しくは処理する特定施設（以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置している者（当該施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）、又は今回有害物質として追加した物質も含め、有害物質を含む液状の物を貯蔵する施設であって当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）を設置している者は、当該施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準（以下「構造等に関する基準」という。）を遵守しなければならないこととされている。具体的な基準等については、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年環境省令第3号）及び「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成24年3月27日付け環水大水発第120327003号、環水大土発第120327002号環境省水・大気環境局長通知）を参照されたい。

なお、改正法が施行される平成24年6月1日の時点で今回有害物質として追加した物質を製造し、使用し、若しくは処理する既設の特定施設又は貯蔵する既設の貯蔵施設は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に該当することになるので、当該有害物質使用特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）及び有害物質貯蔵指定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）については、平成27年5月31日までは構造等に関する基準は適用されない。

(3) 点検、記録及び保存

改正法による改正後の法第14条第5項の規定に基づき、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、定期に点検を実施し、その結果を記録し、保存しなければならないこととされている。

具体的な方法等については、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令及び「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」を参照されたい。また、点検の結果の記録においては、点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設、点検年月日、点検の方法及び結果、点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名並びに点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じた時は、その内容を記録し、点検した日から起算して3年間保存しなければならない。なお、改正法が施行される平成24年6月1日の時点で現に有害物質使用特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）及び有害物質貯蔵指定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）についても、改正法の施行の日から点検、記録、保存の義務は適用されることに留意する必要がある。

（4）浄化基準

法第14条の3第1項の規定に基づき、今回有害物質として追加した物質に係る基準値を改正施行規則に示す値とした。なお、1,2-ジクロロエチレンに係る基準値は、シス-1,2-ジクロロエチレンとトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量であることに留意されたい。

5 検定方法等関係

排出水、特定地下浸透水等に係る1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンの検定方法及び測定方法について、環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件の一部を改正する件（平成24年5月環境省告示第86号）、水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法の一部を改正する件（平成24年5月環境省告示第87号）及び水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき、環境庁長官が定める測定方法を定める件の一部を改正する件（平成24年5月環境省告示第88号）に定める検定方法及び測定方法を採用することとした。

具体的には次のとおりである。

（1）1,2-ジクロロエチレンの検定方法等について

有害物質として、既に規定されていたシス-1,2-ジクロロエチレン（以下「シス体」という。）に加え、トランス-1,2-ジクロロエチレン（以下「トランス体」という。）が追加されたことを踏まえ、シス体、トランス体それぞれの検定方法等について、シス体にあっては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法を採用することとした。

（2）塩化ビニルモノマーの検定方法等について

地下水の水質汚濁に係る環境基準に設定された際に規定された測定方法である「ページ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法」に加え、他の揮発性有機化

合物との同時分析（1,4-ジオキサンを除く）が可能な方法である「ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法」を採用することとした。

なお、この方法については、あわせて、地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号。以下「地下水環境基準告示」という。）別表の測定方法として採用することとした。

（3）1,4-ジオキサンの検定方法等について

水質環境基準及び地下水環境基準に設定された際に規定された測定方法である「活性炭抽出ーガスクロマトグラフ質量分析法」に加え、他の揮発性有機化合物との同時分析（揮発性の高い塩化ビニルモノマーを除く）が可能な方法である、「ページ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法」及び「ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法」によることとした。

なお、これらの方法については、あわせて、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）別表1及び地下水環境基準告示別表の測定方法として採用することとした。

表 排出水、特定地下浸透水等に係る検定方法及び測定方法並びに水質環境基準及び地下水環境基準に係る測定方法

項目	検定方法及び測定方法
1,2-ジクロロエチレン	シス体：日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 トランス体：日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
塩化ビニルモノマー	・ページ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法 ・ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法
1,4-ジオキサン	・活性炭抽出ーガスクロマトグラフ質量分析法 ・ページ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法 ・ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法

6 事故時の措置

改正政令において新たに有害物質に追加された3物質は、他の有害物質と同様、法第14条の2の事故が発生した場合の応急の措置や届出等の事故時の措置の規定が適用されるので、それらの物質の製造等を行う特定事業場に対し、この旨の周知徹底を図るとともに、事故による公共用水域及び地下水の水質汚濁の未然防止に適切に取り組むことが必要である。

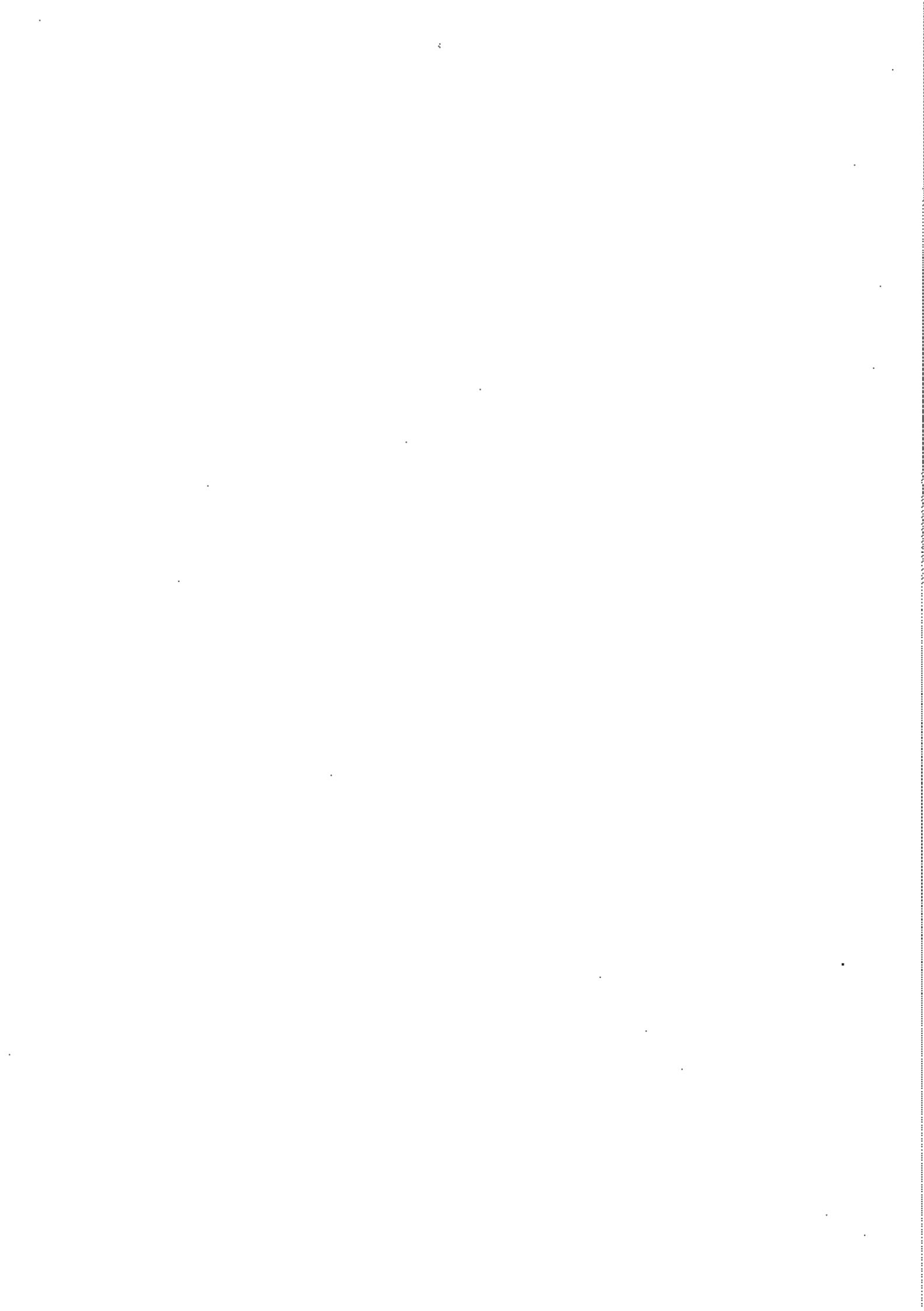
第3 その他の留意事項

1 特定施設及び有害物質使用特定施設に係る届出について

改正政令の施行に伴い、新たに特定施設となった施設（設備の工事をしているものを含む。）については、法第6条第1項に基づく届出が必要となる。

2 令別表第1の特定施設の号の変更について

改正政令において、「エチレンオキサイド又は…・四-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）」を令別表第1第66号の2として追加することとしたことに伴い、改正前の令別表第1第66号の2から第66号の7はそれぞれ第66号の3から第66号の8となるので留意されたい。



排水基準を定める省令の一部を改正する省令案 新旧対照表

○排水基準を定める省令（昭和四十六年總理府令第三十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

別表第一（第一条関係）

改 正 案

別表第一（第一条関係）

現 行

有害物質の種類	許容限度
(略)	(略)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 一リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量—〇〇ミリグラム	一リットルにつき〇・五ミリグラム

有害物質の種類	許容限度
(略)	(略)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 一リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量—〇〇ミリグラム	一リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量—〇〇ミリグラム

附 則

第一条 この省令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第五項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条並びに附則別表備考第一項において同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基

(拔粹)

○水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年總理府・通商產業省令第二号）（抄）

(傍線部分は改正部分)

別表（第九条の三関係）		現 行	
有害物質の種類	基 準 値	有害物質の種類	基 準 値
(略)	(略)	(略)	(略)
一・二・一・ジクロロエチレン	一リットルにつきシスー ン及びトランスクーニ ジクロロエチレンの合 計量〇・〇四ミリグラム	一リットルにつきシスー ン・二・一・ジクロロエチレ ン	一リットルにつき〇・〇 四ミリグラム
塩化ビニルモノマー	(略)	(略)	(略)
一・四・ジオキサン	一リットルにつき〇・〇 五ミリグラム	(略)	(略)
備 考 (略)			